

厚岸町条例第2号

厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例

厚岸町事務分掌条例（平成30年厚岸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

ア 新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）接種体制の整備
に関すること。

イ ワクチン接種に係る関係機関との調整に関すること。

ウ ワクチン接種の実施に関すること。

エ その他ワクチン接種業務に必要なこと。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。